

宗議会議員総選挙（2025年9月15日）のお知らせ（予告）

このたび、来る2025年9月15日（月）に、宗議会議員の任期満了に伴う総選挙が実施されます。

この選挙の正式な告示は、2025年8月22日（金）に行う予定ですが、宗議会議員選挙条例第47条第3項に基づき、必要な事項についてあらかじめお知らせさせていただきます。

なお、日程は変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

九州選挙区選挙管理会

1 選挙の基本日程について

このたびの選挙の基本日程は次のとおりとなります。

■選挙人名簿作成基準日	<u>8月19日（火）</u>
■選挙人名簿の閲覧可能期間	<u>8月20日（水）</u> ～
■選挙の期日等の告示日	<u>8月22日（金）</u>
■立候補受付期間	<u>8月25日（月）</u> ～ <u>27日（水）</u>
■立候補辞退受付期間	（立候補届受理後）～ <u>29日（金）</u>
■期日前投票期間	<u>9月12日（金）</u> ～ <u>14日（日）</u>
■選挙の期日（投票日）	<u>9月15日（月）</u>

2 選挙資格及び被選挙資格について

- 九州選挙区の議員の定数 7人
- 今回の選挙で選出すべき議員の数 7人

（1）選挙資格

本派の教師資格を有する者は選挙資格を有し、選挙において投票することができます。ただし、次に掲げる者は選挙資格を有しません。

- ①謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わるまでの者又は施行を受けることがなくなるまでの者
- ②本派の選挙に関し謹慎以上の懲戒処分を受け、その施行を終わった後4年を経過しない者又は施行を受けることがなくなった後2年を経過しない者
- ③拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

（2）被選挙資格

選挙資格を有する年齢25歳以上の者であって、次のいずれかに該当する者は被選挙資格を有し、選挙において立候補することができます。

①住職（教会主管者）

※ただし、住職（教会主管者）代務者を置いている寺院（教会）の住職（教会主管者）を除く。

②自らが所属する寺院（教会）の住職（教会主管者）代務者

③自らが所属する寺院（教会）の住職（教会主管者）若しくはその代務者の同意を得た教師

※なお、次に掲げる者は立候補することができませんので、ご注意ください。

①宗務総長及び参務を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にあった者で、選挙の告示日（8月22日。以下同じ。）の前日までにその職を退いていない者

②選挙資格を有する選挙区である教区の教務所長の職にあった者で、その職を退いた日から、選挙の告示日の前日までに1年を経過しない者

③選出教区会議員、組長、副組長及び査察委員であった者で、選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

④中央選挙管理委員会の委員及びその補充員、選挙区選挙管理会の委員及びその補充員であった者で、選挙の告示日の前日までにその職を退いていない者

3 選挙人名簿の閲覧及び異議申立について

（1）選挙人名簿の閲覧について

選挙の投票及び立候補は、選挙人名簿に登載された選挙人でなければ行うことができません。そのため、選挙人名簿の登載状況を確認するために、名簿の「閲覧制度」が定められています。

①閲覧可能期間：8月20日（水）～

※休日、祝日及び教務所の事務休止日を除く

②閲覧の目的：本人又は親族若しくは所属寺院及び氏名の知っている者が、選挙人名簿に正しく登載されているかの確認。

③閲覧場所及び閲覧方法：教務所において、申請した対象者の名簿登載状況を目視にて確認する。

④申請方法：閲覧場所に備え付けの申請書に必要事項を記入する（押印必要）。

（2）異議申立について

選挙人名簿は、名簿作成基準日（8月19日）現在の宗派登録情報（宗派承認が必要な手続きは承認済みの情報のみを反映）を元に作成されます。万が一名簿の記載情報に脱漏、誤載又は誤記があった場合は、閲覧時に立ち会う選挙係（教務所員）に申し出て確認を求めてください。

なお、確認した内容に承諾できない場合は、中央選挙管理委員会への異議申立ができますので、所定の申立書を提出してください。ただし、異議申立ができる期限は8月25日（月）までとなりますので、ご注意ください。

4 立候補について

(1) 立候補等の届出について

立候補は、本人が自ら届け出る方法と、推薦届出人が本人の承諾を得て届け出る方法があります。申し出がありましたら、届出に必要な用紙や諸注意を記した書類一式をお渡ししますので、あらかじめ選挙管理会までご連絡ください。

(2) 被選挙資格に関する住職等の同意手続きについて

上記2-(2)に示したとおり、「住職(教会主管者)」又は「自らが所属する寺院の住職(教会主管者)代務者」以外の《教師》が立候補する場合は、あらかじめ自らが所属する寺院(教会)の住職(教会主管者)若しくはその代務者の「同意書」が必要になります。この場合、同意を得る期間は、8月12日(火)から8月25日(月)(立候補受付期間の初日)までとなります。

また、同意が得られなかった場合であって、これに不服がある場合は、中央選挙管理委員会へ不服審査を請求することができます。ただし、不服審査請求の期限は8月25日(月)(立候補受付期間の初日)までとなっていますので、ご注意ください。

同意手続きに必要な書類は、上記4-(1)の書類一式に同封します。

5 選挙運動について

選挙運動は、期間、内容及び選挙運動を行うことができる者に制限があります。詳しくは「宗議会議員選挙における選挙運動について」(6~8頁)をご参照ください。

6 選挙公報について

立候補者に関する情報や投票所に関する詳しい情報は、選挙管理会が「選挙公報」としてまとめ、あらためてお知らせさせていただきます。なお、選挙公報は、選挙管理会からの発送事務の完了期限を9月8日(月)として、選挙人に送付します。

7 投票について

(1) 直接投票

直接投票は、9月15日(月)の9時~17時に、組を単位に定められた投票区の投票所において行われます(次頁「投票区一覧表」参照)。各投票区の投票所の設置場所等については、あらためて選挙公報でお知らせします。なお、選挙人名簿の作成基準日以後に他の組へ所属移転等をされた場合でも、名簿作成基準日現在の組が所属する投票区で投票を行う必要がありますので、ご注意ください。

《投票区一覧表》

所属する選挙区	投票区の名称	投票の区域	投票所を設置する地域
九州	四日市	宇佐・豊前中津・京都・田川・日田玖珠組	宇佐市
	大分	大分東・大分別府・奥豊後組	大分市
	筑前	福岡組	福岡市
	久留米	久留米三井・三井西・浮羽・八女・三潆・山門西・山門東・唐津組	久留米市
	大牟田	大牟田三池組	大牟田市
	長崎	長崎組	長崎市
	熊本	熊本中・熊本北・熊本西・熊本南組	熊本市
	阿蘇	熊本東組	阿蘇市
	鹿児島	鹿児島組	鹿児島市
	宮崎	宮崎組	都城市

(2) 期日前投票

選挙の当日投票所に行くことができない選挙人は、下記の期間中に期日前投票をすることができます。詳しくは選挙公報にてお知らせしますので、ご確認ください。

期日前投票所	対象となる投票区	期間	受付時間
教務所	すべての投票区	9月12日（金）～14日（日）	9：00～17：00

(3) 郵便投票

A：交通その他の事情により郵便投票を行うことがあらかじめ法規で定められた投票区又は寺院（教会）に所属する選挙人は、郵便による投票（郵便投票）を行います。投票を行うこととなったときは、投票用紙等の必要書類を9月8日（月）を発送事務の完了期限として、寺院（教会）の所在地に送付します。

B：上記A以外の選挙人についても、直接投票又は期日前投票のいずれも行うことができない特定の事由がある場合は、選挙管理会への事前の届出により、郵便投票を行うことができます。詳細は以下の内容をご確認ください。ただし、郵便投票を行う選挙人は、直接投票・期日前投票を行うことはできません。また、一旦届出が受理された後は取りやめることができないので、ご注意ください。

①事前届出による郵便投票を行うことができる場合の事由

- ・交通事情その他居住地の都合による場合（Aに該当する寺院に所属する選挙人であって、寺院とは居所が異なる選挙人についても適用可能）
- ・入院、病気又は身体の故障による場合
- ・宗務又は法務等の都合による場合

②事前届出の方法

- ・下記③の届出期限までに、選挙区の選挙管理会（教務所）に所定の「郵便投票届出書」を書留郵便（書留速達又は簡易書留）で送付してください。
- ・届出書には、運転免許証の写しや住民票等、「本人の氏名、生年月日が確認できる証明書（本人確認書類）」の添付が必要です。本人確認書類は、あくまでも選挙人本人であることを確認するためのものであり、記載された住所と届出書に記載された住所が異なっても差し支えありません。なお、運転免許証などの本人確認書類については、生年月日の記載がある表面のみの提出で構いません。
- ・届出書は、郵便投票を希望する選挙人1人につき、1通が必要です。他人の届出や家族分をまとめた届出などは受理することができません。
- ・届出書は、宗派又は教区のWEBサイトからダウンロードいただくか、事前に選挙区の選挙管理会（教務所）からお取り寄せください。

③事前届出の期限

9月3日（水） 17時必着

④事前届出の受理

選挙管理会にて郵便投票の事前届出を受理したときは、投票用紙等の必要書類を9月8日（月）を発送事務の完了期限として届出の住所に送付します。ただし、無投票となった場合は、その旨を別途お知らせさせていただきます。

⑤郵便投票の方法

投票用紙等が届きましたら、以下の手順で投票手続きを行い、選挙管理会（教務所）宛に郵送してください。

- ・投票用紙に投票する候補者1名の氏名を記入する。
- ・投票用紙のみを投票用封筒に入れて封をする。
- ・封をした投票用封筒を郵便用封筒に入れてさらに封をする。
- ・郵便用封筒の裏面に住所・氏名等を記載する。
- ・選挙管理会（教務所）宛に書留郵便（書留速達又は簡易書留）にて郵送する。※
9月15日（月）午後5時必着

（4）無投票

候補者の数が選挙区の議員の定数を超えないとき、若しくは候補辞退等により超えなくなったときは、無投票となります。

8 開票について

開票は教務所にて行います。開票日時については、選挙公報でお知らせします。

9 宗派及び教区WEBサイトでのお知らせ等について

選挙に関する必要な情報は、宗派及び教区WEBサイトにおいても随時お知らせしますので、ご確認ください。

その他ご不明な点は、選挙管理会（教務所）までお尋ねください。

以上

宗議会議員選挙における選挙運動について

～公正・公平な選挙の実施に向けて～

中央選挙管理委員会

宗議会議員選挙は、宗門の最高議決機関である宗会（宗議会と参議会で構成）のうち、僧侶によって構成される宗議会の議員を選出する大切な選挙です。

公正・公平な選挙の実施に向けて、ご理解とご協力をお願いします。

選挙運動とは

一般的に選挙運動とは、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得しめるために直接又は間接に行うあらゆる活動をいいます。また、同様の目的で、特定の候補者の投票を得しめないために行う活動も含まれます。

宗門の選挙制度では、選挙の公正・公平を保つため、条例により様々な規制や禁止行為を定めており、これに違反した場合は、当選の取り消しや懲戒に処せられる場合があります。

選挙運動のできる期間

選挙運動は、候補者自身による立候補届又は推薦届出人による推薦届が受理された後から、期日前投票が行われる日の前日（9月11日）まででなければなりません。

選挙運動ができる者

選挙運動は、各選挙区の選挙管理会に届け出て受理された候補者、推薦届出人、選挙事務長及び選挙運動員でなければなりません（選挙事務所の労務を含む）。

候補者及び推薦届出人は、届出受理後に選挙区の選挙管理会によって告示されます。

また、選挙事務長及び選挙運動員は、選挙運動中は選挙管理会が発行する届済証明書を常に携行し、要請があったときはこれを掲示することが義務付けられています。

※届出事項以外の肩書（所属団体の役職名など）を利用した選挙運動はできません。

★次の役職にある者は、選挙事務長及び選挙運動員になることができません

- ① 条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者
- ② 組長、副組長及び査察委員
- ③ 中央選挙管理委員会の委員及びその補充員
- ④ 選挙区の選挙管理会の委員及びその補充員

選挙運動の方法

① 郵便、印刷物を用いた選挙運動

- ・次に定める普通扱いの通常郵便物の発送
 - ア：第一種定形郵便物
 - イ：郵便書簡（ミニレター）
 - ウ：市内特別定形郵便物

エ：第二種通常ハガキ

※速達・書留・特定記録等、「普通扱い」以外の郵便物は認められません

・選挙事務所における印刷物の掲示

②演説による選挙運動

◆立会演説会（選挙管理会が主催）

候補者の数が選挙する議員の定数を超過している場合であって、複数の候補者の要請があった場合に、選挙管理会が開催の有無及び開催方法等を協議・決定し、選挙運動期間内に5回を限度に開催されます。

立会演説会が開催される場合は、選挙公報等で選挙人に対して通知されます。

◆個人演説会（候補者が主催）

候補者又は推薦届出人は、選挙管理会に届け出て、選挙運動期間中5回を限度に個人演説会を開催することができます。

【個人演説会開催にあたっての留意事項】

- 開催（変更・中止を含む）にあたっては、事前に選挙管理会への届出が必要です。
- 開催場所は、候補者・推薦届出人・選挙事務長・選挙運動員が所属する寺院・教会を基本とします。その他の場所での開催を検討する際は、必ず事前に選挙管理会へご相談ください。
- 演説会の開催場所には、選挙管理会が発行する届済証明書の掲示が必要です。
- 演説会の入場資格は選挙人に限られます。
- 演説会の司会及び係員は、推薦届出人、選挙事務長、選挙運動員に限られます。
- 演説は候補者本人が行うことが基本ですが、推薦届出人、選挙事務長、選挙運動員のいずれか1人に限り、候補者本人に代わって演説を代理することができます。
- 演説の後に質疑応答を行うことができます。質疑応答が終了したときは、直ちに閉会し解散してください。
- 個人演説会の開催案内や会場での運営も選挙運動に該当するため、禁止行為に該当しないよう注意が必要です。

禁止されている行為

候補者、選挙運動者の有無を問わず、選挙に関し、「投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的」で行う次の行為は懲戒対象の行為として禁止されています。

- ・金品の贈与又は飲食物の提供及びその約束等
- ・身分又は財産上の利益や公私の職務の供与及びその約束等
- ・戸別訪問や呼び出し
- ・立会演説会又は個人演説会以外の演説会
- ・法要その他の集会での演説又は勧誘
- ・演説の妨害又は選挙の自由の妨害
- ・運動ができない者が選挙運動をすること、又はこれをさせること
- ・選挙運動として認められた行為以外の方法による郵便、電報その他文書又は印刷物の発信（電話、インターネット、メール、SNS等を含む）や配布
- ・選挙事務所以外の場所での印刷物の掲示
- ・候補者の身分又は経歴に関して、虚偽の事項を公にすること

- ・ 予想をするための人気投票や予選など
- ・ 選挙運動期間外の運動
- ・ 当選又は落選に関する挨拶行為
- ・ 選挙事務長、選挙運動員及び選挙事務所の設置に関する規定違反

※選挙運動についてご不明な点は、選挙区の選挙管理会にお尋ねください。